

お知らせ

水道事業・公共下水道事業の運営審議会委員募集

市水道局は、上下水道事業の運営や経営、料金などを審議する「高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」の委員を募集します。

- 募集人数:4人(選考)
- 応募条件
 - (1)市内に在住(簡易水道事業地区に住む人は除く)で、引き続き1年以上居住する20歳以上
 - (2)市が設置する審議会・協議会などの委員になっていない
 - (3)水道事業・下水道事業に関心がある
 - (4)審議会に出席できる
- 任期:7月1日から2年間
- 申し込み:5月27日(月)までに、市役所18階 経営企画課か箕郷・群馬・新町・榛名・吉井の各上下水道事務所にある申込書に記入し、経営企画課へ
- 問い合わせ先
水道局経営企画課(電話321-1282)

水道メーターの取替について

水道メーターの有効期間は、計量法で8年と定められています。水道局では有効期間を過ぎる前に新しいメーターへの取替をします。対象の方には事前にはがきでお知らせします。取替作業は、水道局が高崎水道工事業協同組合に委託し行います。委託業者は水道局発行の身分証明書を所持し、腕章を付けています。

・作業中、水道の使用はできません

(一般家庭の場合概ね30分ほどです)。

・留守の場合でも取替させていただきます。

・作業への立会いは不要です。

・メーター取替の費用負担はありません。



- 問い合わせ先
水道局料金課給水担当 (電話321-1285)



ただいま水漏れ調査中

水道局では、年間を通して漏水調査を行っています。調査は水道局職員または水道局が委託する専門業者が行いますが、その際、水道メーターを確認しながら作業を行うため、調査員が宅地内に立ち入ることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。

水道メーターより家側の漏水調査は行っておりません。高崎市指定工事店に依頼してください。水道メーターより道路側の漏水は水道局負担となりますが、水道メーターより家側の漏水は個人負担となります。ただし、漏水があっても調査員が修繕や物品などの販売を行うことは一切ありません。

道路上で漏水を発見した場合は、水道局工務課までご連絡ください。

よろしくご協力いたします。

- 問い合わせ先
水道局工務課維持管理担当 (電話321-1284)



豆知識 マンホール

「マンホールとは」

「マンホール」とは、英語で「マン(人)」と「ホール(穴)」を組み合わせた言葉で、文字通り「人が出入りする穴」という意味です。

下水道の「マンホール」は、下水道管を点検・掃除するために人が出入りするための穴ですが、多くは入口から少し入ったところでラップ型に広がり、見た目より大きな空間となっています。

「マンホールのふた」

マンホールには人や車などが落ちないようにふたがされています。

ふたの素材は鉄製が多く、重さは約40キログラム、特殊な工具を使用して引き開けます。

そしてほとんどが丸い形をしています。これはふたが丸ければマンホールの中に落ちることがないからです。最近では「デザインふた」を採用する都市も多く、デザイン収集マニアも増えています。



水のめぐみ



Vol.38 2013/5/15



写真: 正観寺配水場より榛東を望む



この配水場は、群馬県企業局県央第一水道からの飲料水を安定的に供給するとともに、災害時緊急時のための備蓄用水を確保する役割もあります。2基合わせた総貯水量52,000トンは関東最大規模のものです。

水道週間イベントのお知らせ 環境フェアと共催

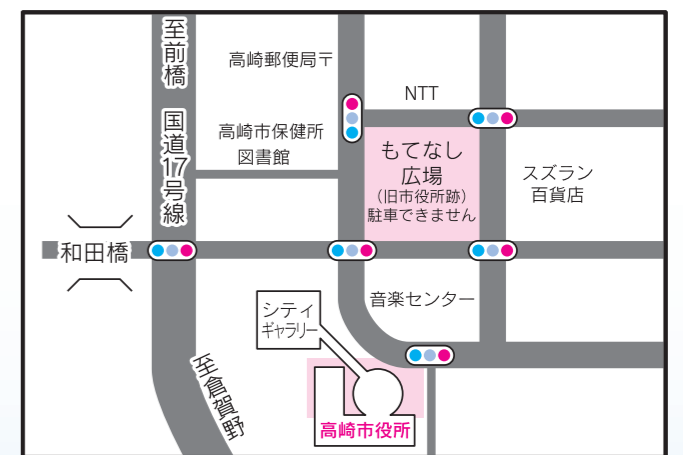
日時:6月2日(日)

午前10時～午後1時(雨天決行)

会場:もてなし広場 高崎市高松町1-1

※今回から会場は「もてなし広場」となりました。

内容:「高崎の水」のみくらべ、
鉢花配布、給水車展示、
水道局のお仕事道具展示



問い合わせ先

…水道局経営企画課 027-321-1282

編集・発行

高崎市水道局・下水道局
高崎市高松町35番地1
電話 027-321-1282

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/suidou/index.htm>